

# ＊北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-264)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

社団法人北海道計量協会  
札幌市南区川沿5条1丁目1番1号

- 2 定期検査を行う区域  
北海道全域(ただし、特定市の区域を除く。)
- 3 定期検査を行う特定計量器の種類  
ひょう量1トン以上の非自動はかり(分銅及びおもりを含む。)
- 4 指定の有効期限  
平成21年3月5日

## 目次

### 告 示

○指定定期検査機関の指定.....(計量検定所)	41
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....(治山課)	41
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....(治山課)	42
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....(治山課)	42
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....(治山課)	42
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....(治山課)	42
○建設業者に対する監督処分.....(建設情報課)	43
○道路の供用の開始.....(道路整備課)	44
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(4件).....(砂防災課)	44
○都市計画の変更の決定.....(都市計画課)	45

### 道企業管理規程

○北海道電気事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程.....	45
----------------------------------	----

### 道教育庁石狩教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	50
----------------------	----

### 道公安委員会規則

○北海道公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則.....	51
○金属くず回収業に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	52
○道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則.....	52

## 告 示

### 北海道告示第233号

計量法(平成4年法律第51号)第20条第1項の規定により、次のとおり指定定期検査機関を指定した。

平成18年3月22日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定定期検査機関の名称及び主たる事務所の所在地

### 北海道告示第234号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成18年3月22日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所  
寿都郡寿都町字磯谷町能津登172・177・178・181・196の1(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、180、763、764
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
ア) 主伐は、択伐による。  
イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 礼文郡礼文町大字香深村字ナイヲロ214地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
字ナイヲロ214地先(次の図に示す部分に限る。)
- イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。
- ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所 沙流郡平取町字長知内87の1・87の4(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

河東郡士幌町字士幌東十六線188の1(次の図に示す部分に限る。)、186の9、187の21、字士幌東十七線185の3・187の3(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、185の2、185の9、185の12、185の15、185の17、187の6

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第235号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成18年3月22日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 古平郡古平町大字新地町309・322(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道後志支庁経済部林務課及び古平町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第236号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年3月22日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除に係る保安林の所在場所 枝幸郡浜頓別町字ヤシュベツ3323の6

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

北海道告示第237号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成18年3月22日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 斜里郡清里町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解除の理由 農道用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所

古平郡古平町大字新地町322地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)、90の3、90の5(以上2筆国有林)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第238号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成18年3月22日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更に係る保安林の所在場所 久遠郡せたな町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道檜山支庁経済部林務課及びせたな町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第239号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり廃業等の届出のあった建設業の許可を取り消した。

「次のとおり」は、省略し、その住所等は北海道建設部建設管理室建設情報課に備え置いて縦覧に供する。

平成18年3月22日

北海道知事 高橋 はるみ

1 許可の全部廃業

商号又は名称	建設業の許可の番号	処分年月日
大棟建設株式会社	般-12 石第8044号	平成18. 2. 1
丸杉建設工業株式会社	特-13 石第377号	同
日豊建設株式会社	般-13 石第3951号	同 18. 2. 3
都市衛生設備興業株式会社	特-17 石第19032号	同
丸創工業株式会社	般-13 石第8385号	同
株式会社大伸総業	般-14 石第9044号	同
有限会社北菱栄都工業	般-13 石第15149号	同 18. 2. 6
ツキ夕産業株式会社	般-13 石第5730号	同 18. 2. 7
西澤鋳金工業所	般-13 石第5424号	同 18. 2. 8
手塚工業株式会社	般-14 石第11707号	同 18. 2.10
有限会社コルム	般-15 石第16153号	同 18. 2.14
株式会社協和	般-15 石第18507号	同 18. 2.16
有限会社タケカワ技興	般-14 石第17896号	同 18. 2.22

北光土建興業株式会社	般-13 石第752号	同 18. 2.23
有限会社さくい舗装	般-13 石第13579号	同
株式会社アポロテック	般-16 石第18678号	同 18. 2.24
千歳臨空商事株式会社	般-12 石第14990号	同
株式会社ザ・リフォームアラゼン	般-14 石第16031号	同
株式会社地設	般・特-14 渡第644号	同 18. 2. 2
有限会社巧創建設	般-12 渡第1817号	同 18. 2.16
有限会社菱和コンクリート打設	般-17 渡第1828号	同 18. 2.21
丸能工務店	般-17 空第1254号	同 18. 2. 3
有限会社大和鉄筋工務所	般-13 空第165号	同 18. 2.17
有限会社津坂建設工業	般-13 空第177号	同 18. 2.28
株式会社陽電	般-12 上第2208号	同 18. 2.17
三栄流通株式会社	般-13 上第4268号	同 18. 2.28
有限会社横島組	般-14 網第2336号	同 18. 2. 8
有限会社一希鋼業	般-15 網第2747号	同 18. 2.24
有限会社古川電気商会	般-14 十第560号	同 18. 2. 3
有限会社大輝建設	般-15 十第3441号	同 18. 2. 6
株式会社駒澤工業	般-14 十第166号	同 18. 2.14
三橋板金製作所	般-12 十第936号	同 18. 2.20
株式会社菅原組	般-14 十第907号	同 18. 2.24
株式会社白鳥建設	特-17 釧第58号	同 18. 2.27
有限会社山崎板金	般-13 根第486号	同 18. 2.24

2 許可の一部廃業

商号又は名称	建設業の許可の番号	処分年月日
北海日立電線機販株式会社	般-16 石第3064号	平成18. 2. 6
株式会社北友	般-17 石第18878号	同 18. 2. 8
恒誠産業株式会社	特-12 石第6873号	同
三友鉄建株式会社	般-16 石第15759号	同 18. 2. 9
株式会社ナ力建工	般-14 石第11509号	同 18. 2.17
株式会社サンキキ	般-13 石第8227号	同 18. 2.22
大城建設株式会社	般-13 上第1946号	同 18. 2. 8
南富林建有限会社	般-14 上第4351号	同 18. 2.10
弘徳建設株式会社	般-13 上第501号	同 18. 2.27
株式会社産建	般-14 日第628号	同 18. 2. 1
有限会社多田鋼業	般-15 日第682号	同 18. 2.14

及川建設株式会社	般-13	十第411号	平成18. 2.13
有限会社 ナガイプランニング	般-15	釧第2213号	同 18. 2.24
協和建設工業株式会社	特-17	根第206号	同 18. 2.13

北海道告示第240号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年3月22日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 東雁来江別線	江別市大麻519番1地先から 江別市大麻213番1地先まで	平成18. 3.22
道道 旭川芦別線	芦別市常盤町1741番2地先から 芦別市常盤町1760番地先まで	同
	芦別市常盤町1759番地先から 芦別市常盤町736番13地先まで	同

北海道告示第241号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成18年3月22日

北海道知事 高橋 はるみ

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
室蘭 新富町1-2 (I-3-141-1781)
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
室蘭市新富町1丁目(次の図のとおり)
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を北海道室蘭土木現業所及び室蘭市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第242号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成18年3月22日

北海道知事 高橋 はるみ

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
網走三眺2 (I-7-16-2510)
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
網走市字三眺官有無番地(次の図のとおり)
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を北海道網走土木現業所及び網走市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第243号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成18年3月22日

北海道知事 高橋 はるみ

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
歌志内文珠19 (I-0-374-374)
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
歌志内市文珠(次の図のとおり)
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を北海道札幌土木現業所及び歌志内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第244号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成18年3月22日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
歌志内文珠21（I-0-376-376）
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
歌志内市文珠（次の図のとおり）
- 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 4 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を北海道札幌土木現業所及び歌志内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第245号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成18年3月22日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 都市計画の種類 稚内都市計画道路
- 2 都市計画を定めた土地の区域  
種別名 称 起 点 終 点 主な経過地  
幹線街路 3・4・6号 波止場通 稚内市中央2 稚内市中央2 稚内市中央2  
丁目 丁目 丁目  
（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

道 企 業 管 理 規 程

北海道企業管理規程第2号

北海道電気事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月22日

北海道公営企業管理者 梶本 孝博

北海道電気事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程

北海道電気事業電気工作物保安規程（昭和61年北海道企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 記録（第19条）」を「第6章 法定自主検査（第19条・第20条）」に改める。  
第7章 記録（第21条）」

第5条第2項の表を次のように改める。

種 別	選任事業場・設備	職
電 気 主 任 技 術 者	発電管理事務所	所長、次長、係長、主任
	発 電 課	主幹、主査、主任
ダム水路主任技術者	発電管理事務所	所長、次長、係長、主任
	発 電 課	主幹、主査、主任

第6条第1項第5号中「検査」の次に「及び審査」を加え、同項に次の1号を加える。  
(6) 使用前自主検査（以下「法定自主検査」という。）において、検査の指導及び監督を行うこと。

第19条を第21条とする。

第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 法定自主検査

（法定自主検査に係る実施体制）

第19条 法定自主検査は、主任技術者の監督のもと法令に基づき適切に実施するものとする。

2 設置者は、法定自主検査に関することについて、主任技術者の保安監督のもとに実施し、その工事が工事計画に従って行われたものであること及び経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認するものとする。

3 法定自主検査に関する実施体制の詳細は、別に細則を定めるものとする。

（法定自主検査の結果の記録）

第20条 法定自主検査に関する記録は、法令に基づき次に掲げる事項について記録しておくものとする。

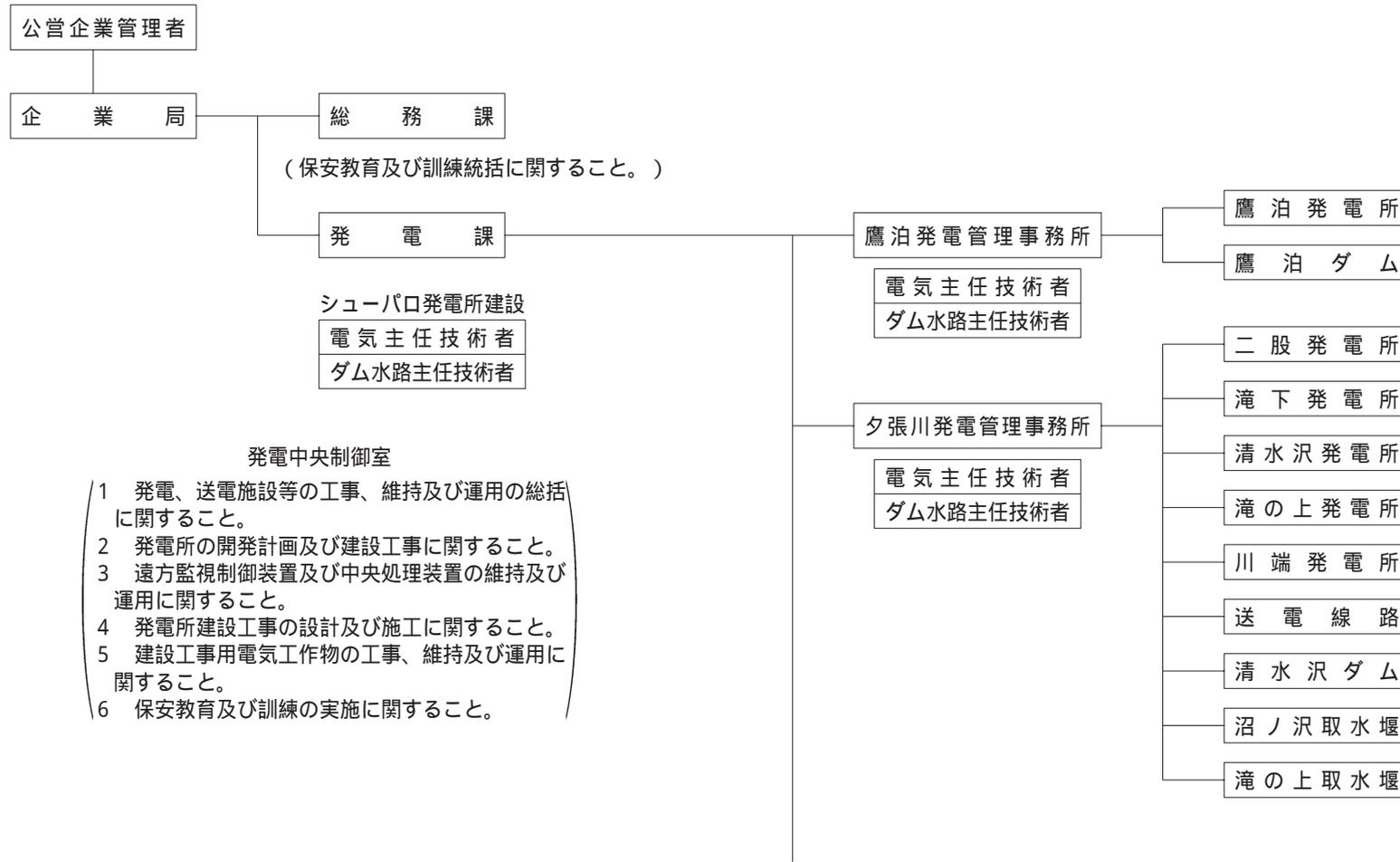
- (1) 検査年月日
- (2) 検査の対象
- (3) 検査の方法
- (4) 検査の結果

- (5) 検査を実施した者の氏名
- (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- (7) 検査の実施に係る組織
- (8) 検査の実施に係る工程管理
- (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- (10) 検査記録の管理に関する事項

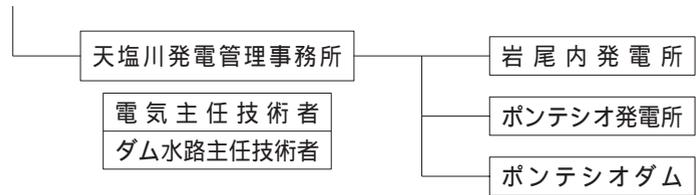
- (11) 検査に係る教育訓練に関する事項
- 2 法定自主検査の結果の記録は、前項第1号から第6号までに掲げる事項については、発電用水力設備に係るものは当該設備の存続する期間、それ以外のものは5年間保存するものとし、同項第7号から第11号までに掲げる事項については、当該法定自主検査を行った後最初の経済産業大臣又は経済産業大臣の指定する者が行った審査評定の結果通知を受けるまでの期間保存するものとする。
- 別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

保安に関する組織及び業務分掌



- 1 発電、送電施設等の工事、維持及び運用に関すること。
- 2 保安教育及び訓練の実施に関すること。



別表第2 (第4条関係)

管理職員の職務

組織	職	職務
局	局長	管理者の命を受け、局の電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
	局次長	局長を補佐し、局の電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事務を整理する。
課	課長	上司の命を受け、電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	参事	上司の命を受け、電気工作物の工事、維持及び運用の保安に係る課の技術並びに保安教育及び訓練に関する業務に従事する。
	主幹	課長を補佐し、電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する課の事務を整理する。
		上司の命を受け、電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する課の事務を整理する。

管理事務所	主査	用の保安に係る担任の業務並びに保安教育及び訓練に関する事務を処理する。
	主任	上司の命を受け、電気工作物の工事、維持及び運用の保安に係る担任の業務並びに保安教育及び訓練に関する事務を処理する。
	所長	上司の命を受け、電気工作物の工事、維持及び運用の保安に係る管理事務所の業務並びに保安教育及び訓練に関する業務を処理し、所属職員を指揮監督する。
	次長	所長を補佐し、電気工作物の工事、維持及び運用の保安に係る管理事務所の業務並びに保安教育及び訓練に関する業務を整理する。
	係長	上司の命を受け、電気工作物の工事、維持及び運用の保安に係る係の業務並びに保安教育及び訓練に関する業務を処理し、掌理する。
	主任	上司の命を受け、電気工作物の工事、維持及び運用の保安に係る担任の業務並びに保安教育及び訓練に関する事務を処理する。

別表第3 (第12条関係)

巡視、点検及び検査に関する基準

設備別	巡視		点検 (検査を含む。)			備考
	機器設備	頻度	機器設備	項目	頻度	
水路工作物		1回/月	ダム	外観点検 漏水量測定 揚圧力測定	1回/6月 備考欄別表による 備考欄別表による	ダムの各計測周期については、「ダム構造物管理基準」に準じ次表による。  計測項目と計測回数の標準

水 力 発 電 設 備			変形測定	備考欄別表による	備考欄別表による	(1) コンクリートダム	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">期 別</th> <th colspan="2">測定項目</th> <th rowspan="2">漏水量</th> <th rowspan="2">変 形</th> <th rowspan="2">揚 圧 力</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>型式</th> <th>及び高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第一 期</td> <td rowspan="3">重 力 及 び 中 空 重 力</td> <td>50m未満</td> <td>毎 日</td> <td rowspan="3">毎 日</td> <td rowspan="3">週 1 回</td> <td rowspan="9">                     特に高いダム又は特殊な設計のものについては、ひずみ又は基礎岩盤の変形について必要に応じ追加し、適当な期間計測する。                       第三期で( )を付したものは状況により省略できるものである。                       変 形：ほとんど変化が認められないもの                      揚圧力：漏水量が少なく、かつ揚圧力が小さいもの                 </td> </tr> <tr> <td>50m以上100m未満</td> <td>毎 日</td> <td>週 1 回</td> <td>週 1 回</td> </tr> <tr> <td>100m以上</td> <td>毎 日</td> <td>毎 日</td> <td>週 1 回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第二 期</td> <td rowspan="3">重 力 及 び 中 空 重 力</td> <td>50m未満</td> <td>週 1 回</td> <td rowspan="3">月 1 回</td> <td rowspan="3">月 1 回</td> </tr> <tr> <td>50m以上100m未満</td> <td>週 1 回</td> <td>月 1 回</td> <td>月 1 回</td> </tr> <tr> <td>100m以上</td> <td>週 1 回</td> <td>週 1 回</td> <td>月 1 回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第三 期</td> <td rowspan="3">重 力 及 び 中 空 重 力</td> <td>50m未満</td> <td>月 2 回</td> <td rowspan="3">月 1 回</td> <td rowspan="3">( 3 月 1 回 )</td> </tr> <tr> <td>50m以上100m未満</td> <td>月 2 回</td> <td>( 3 月 1 回 )</td> <td>3 月 1 回</td> </tr> <tr> <td>100m以上</td> <td>月 2 回</td> <td>月 1 回</td> <td>( 3 月 1 回 )</td> </tr> </tbody> </table>	期 別	測定項目		漏水量	変 形	揚 圧 力	備 考	型式	及び高さ	第一 期	重 力 及 び 中 空 重 力	50m未満	毎 日	毎 日	週 1 回	特に高いダム又は特殊な設計のものについては、ひずみ又は基礎岩盤の変形について必要に応じ追加し、適当な期間計測する。  第三期で( )を付したものは状況により省略できるものである。  変 形：ほとんど変化が認められないもの 揚圧力：漏水量が少なく、かつ揚圧力が小さいもの	50m以上100m未満	毎 日	週 1 回	週 1 回	100m以上	毎 日	毎 日	週 1 回	第二 期	重 力 及 び 中 空 重 力	50m未満	週 1 回	月 1 回	月 1 回	50m以上100m未満	週 1 回	月 1 回	月 1 回	100m以上	週 1 回	週 1 回	月 1 回	第三 期	重 力 及 び 中 空 重 力	50m未満	月 2 回	月 1 回	( 3 月 1 回 )	50m以上100m未満	月 2 回	( 3 月 1 回 )	3 月 1 回	100m以上	月 2 回	月 1 回	( 3 月 1 回 )
			期 別						測定項目						漏水量	変 形			揚 圧 力	備 考																																							
								型式	及び高さ																																																		
			第一 期					重 力 及 び 中 空 重 力	50m未満	毎 日	毎 日	週 1 回	特に高いダム又は特殊な設計のものについては、ひずみ又は基礎岩盤の変形について必要に応じ追加し、適当な期間計測する。  第三期で( )を付したものは状況により省略できるものである。  変 形：ほとんど変化が認められないもの 揚圧力：漏水量が少なく、かつ揚圧力が小さいもの																																														
									50m以上100m未満	毎 日				週 1 回	週 1 回																																												
									100m以上	毎 日				毎 日	週 1 回																																												
			第二 期					重 力 及 び 中 空 重 力	50m未満	週 1 回	月 1 回	月 1 回																																															
									50m以上100m未満	週 1 回				月 1 回	月 1 回																																												
									100m以上	週 1 回				週 1 回	月 1 回																																												
			第三 期					重 力 及 び 中 空 重 力	50m未満	月 2 回	月 1 回	( 3 月 1 回 )																																															
50m以上100m未満	月 2 回	( 3 月 1 回 )		3 月 1 回																																																							
100m以上	月 2 回	月 1 回		( 3 月 1 回 )																																																							
浸潤線測定																																																											
予備動力 動作点検			1回/月																																																								
貯水池・ 調整池	外観点検		1回/6月																																																								
	堆砂状況	総容量100万m <sup>3</sup> 以上で高さ15m以上のダムを有するもの 上記以外で設備保安上必要なもの	1回/年  必要の都度																																																								
水 路	外部点検	露出管で20年以上経過したもの	1回/6月	( 1 ) 地形・地質・点検実績等により、設備保安上問題がないと判断されるものについては点検頻度を、導水路は1回/5年、放水路は1回/10年を限度に減少させることができる。 ( 2 ) 測定結果等により設備保安上問題がないと判断されるものについては、測定頻度を1回/10年を限度に減少させることができる。																																																							
	内部点検		( 1 ) 1回/3年																																																								
	水圧鉄管 肉厚測定		( 2 ) 1回/5年																																																								
電気工作物 (水路工作物を除く)	( 1 ) 有人 1回/日  ( 2 ) 無人 2回/月	水車・発電機	( 3 ) 外部点検	1回/3年	( 1 ) 「有人」とは、常時監視制御方式の発電所をいう。 ( 2 ) 監視にかわる監視装置が設置されている発電所、無保守を前提とした小水力発電所で万一電気工作物の損壊が発生しても第三者に影響を与えるおそれのない発電所等、特に指定する箇所については、別に定める。																																																						
		測定試験	1回/3年																																																								
		内部点検	( 4 ) 1回/15年																																																								

			主要変圧器	外部点検		1回/3年	(3) 水車の外部点検とは抜水して行うことをいう。
			主要遮断器	外部点検		(5) 1回/3年	(4) 水質条件・材質等により、発電所個々に定期的に行うものとし、別に定める。
				測定試験		(5) 1回/3年	(5) (1) ガス遮断器等特に指定するものは、1回/6年とする。 (2) 並列用遮断器については、動作回数管理も行う。
				内部点検		(6) 1回/6年	(6) (1) ガス遮断器等特に指定するものは、1回/12年とする。 (2) 並列用遮断器については、動作回数管理も行う。 (3) 動作回数の極めて少ない遮断器については別に定める。
変電設備	電気工作物	(1) 有人 1回/日 (2) 無人 2回/月	主要変圧器	外部点検		1回/3年	(1) 「有人」とは、常時監視制御方式の変電所をいう。
			主要遮断器	外部点検		(3) 1回/3年	(2) 巡視にかわる監視装置が設置されている変電所で、特に指定する箇所については、別に定める。
				測定試験		(3) 1回/3年	(3) ガス遮断器等特に指定するものは、1回/6年とする。
				内部点検		(4) 1回/6年	(4) (1) ガス遮断器等特に指定するものは、1回/12年とする。 (2) 動作回数の極めて少ない遮断器については別に定める。
送電設備	電気工作物	(1) 1回/3月	支持物・電線	外観点検	鉄塔・鉄柱線路	1回/5年	(1) 電線路の経過地の状況変化が著しく、電線路に支障を及ぼすおそれのある区間で特に指定する箇所については1回/月とする。ただし、豪雪地の積雪期等においては経過地の状況を考慮して、この巡視頻度を1回/3月を限度に減少させることができる。
					木柱・コン柱・パンザ線路	1回/4年	(2) 地中送電線路の巡視については、地上巡視とする。
			碍子	不良けんすい碍子検出	昭和24年以前取付の碍子	1回/3年	(注) 過去の碍子検出実績を考慮して承認の得られたものについては、1回/10年とする。
					昭和25年以降取付の碍子(170kV未満)	1回/5年 又は(注) 1回/10年	
					昭和25年以降取付の碍子(170kV以上)	1回/10年	
			ケーブル 終端部	外観点検		1回/3年	
			給油装置	外観点検		1回/3年	
			管路 マンホール	(2) 内部点検		1回/3年	(2) 地上からの巡視・点検のみでは確認できないマンホール・暗きよの内部で行う点検をいい、収容ケーブルの外観点検を含む。
			暗きよ	(2) 内部点検		1回/3年	開閉所(監視を要するもの)については変電設備に準ずる。
配設電備	電気工作物	1回/年	接地装置	測定試験	第2種接地抵抗	1回/5年	
電通信用設	電気工作物	1回/年	通信線路及び無線・搬送装	測定試験		1回/3年	

保備 安			置			
需 要 設 備	電 気 工 作 物	(1) 1回/月	主要機器	外部点検	1回/2年	(1) 電路、低圧機器については1回/2年とする。
				測定試験	1回/4年	
			電 路	測定試験	1回/2年	

- (注) 1 本文第11条第2号(臨時の巡視・点検及び検査)、第16条(事故及び異常時の措置)及び第17条(災害その他非常時の措置)に基づいて、上記の巡視・点検(検査を含む)のほかに、必要の都度「臨時の巡視・点検及び検査」を行う。  
 2 積雪期又は災害発生時等巡視員に危険が生ずるおそれのある場合は、上記の巡視の頻度を変えることができる。

別表第4(第12条、第14条、第15条関係)

細則一覧表

項	目	規 程
1 運転、操作及び保守に関するもの	水力発電関係	道営発電所運転保守基準
	通信関係	北海道企業局無線局管理運用規程
	土木関係	鷹泊ダム操作規程 清水沢ダム操作規程 沼ノ沢取水堰管理規程 滝の上取水堰管理規程 ポンテシオダム管理規程
2 非常対策に関するもの		北海道地域防災計画 北海道企業局防災体制

附 則

この規程は、平成18年3月22日から施行する。

道教育庁石狩教育局告示

北海道教育庁石狩教育局告示第8号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。  
 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
 平成18年3月22日

北海道教育庁石狩教育局長 鈴木 健 二

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量(1月当たりの単価)

- ア パーソナルコンピュータ(普通科高等学校)の賃貸借 一式126台  
 イ パーソナルコンピュータ(職業科高等学校)の賃貸借 一式126台
- (2) 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 契 約 期 間  
 ア 平成18年6月1日から平成24年5月31日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することができる。  
 イ 平成18年6月1日から平成23年5月31日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することができる。
- (4) 納 入 期 日 平成18年6月1日(木)
- (5) 納 入 場 所  
 ア 北海道札幌南陵高等学校、北海道札幌東豊高等学校、北海道北広島西高等学校  
 イ 北海道千歳高等学校、北海道札幌工業高等学校
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示第23号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。  
 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。  
 (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。  
 (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査  
 (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければな

らない。

ア 申請の時期 平成18年3月22日から4月10日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目  
北海道教育庁石狩教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課

#### 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館6階 北海道教育庁石狩教育局会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8549 北海道教育庁石狩教育局企画総務課）

#### (2) 入札日時

ア 平成18年5月2日（火）午前10時

イ 平成18年5月2日（火）午前10時30分

（ア、イともに送付による場合は、平成18年5月1日（月）までに必着のこと。）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

#### 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

#### 7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量160gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、北海道教育庁石狩教育局企画総務課（4に同じ。）に申し込むこと。

#### 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

#### 9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次によ

る。

(1) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課

イ 所在地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目  
電話番号 011-231-4111 内線 34-515

#### 10 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

a . Personal Computer 126 1set

b . Personal Computer 126 1set

B . Bidding date and time :

a . 10 : 00 A. M., May 2, 2006

b . 10 : 30 A. M., May 2, 2006

(If mailed, bids must arrive no later than May 1)

C . Contact

Accounting Division, General Affairs Department, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education Nishi 7, kita 3, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8549, Japan.

Phone : 011-231-4111 Extension 34-515

### 道公安委員会規則

北海道公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月22日

北海道公安委員会委員長 矢吹徹雄

**北海道公安委員会規則第3号**

北海道公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則

北海道公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和59年北海道公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録による保存等)

**第10条の2** 警察関係地方公益法人は、前条の規定に基づく書類及び帳簿の備え及び保存に代えて当該書類及び帳簿に係る電磁的記録の保存等を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1) 作成された電磁的記録を警察関係地方公益法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディ・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を警察関係地方公益法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 警察関係地方公益法人が、前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、その使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができなければならない。

別記様式中「平成」を削り、「主務官庁八何時ニテモ職権ヲ以テ法人ノ業務及ヒ財産ノ状況ヲ検査スルコトヲ得」を「主務官庁は、職権で、いつでも法人の業務及び財産の状況を検査することができる。」に改める。

**附 則**

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

金属くず回収業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月22日

北海道公安委員会委員長 矢 吹 徹 雄

**北海道公安委員会規則第4号**

金属くず回収業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金属くず回収業に関する条例施行規則(昭和32年北海道公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の2条を加える。

(電磁的記録による保存等)

**第11条の2** 金属くず商が、条例第13条に基づく帳簿及び名簿を備えることに代えて当該帳簿及び名簿に係る電磁的記録の保存等を行う場合又は金属くず商及び金属くず行商が、条例第14条に基づく品触書の保存に代えて当該品触書に係る電磁的記録の保存等を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1) 作成された電磁的記録を金属くず商又は金属くず行商の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディ・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を金属くず商又は金属くず行商の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 金属くず商又は金属くず行商が、前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、その使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができなければならない。

(電磁的記録による作成)

**第11条の3** 金属くず商及び金属くず行商は、条例第14条に基づく品触書への記載に代えて当該品触書に係る電磁的記録の作成を行う場合は、金属くず商及び金属くず行商の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

**附 則**

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月22日

北海道公安委員会委員長 矢 吹 徹 雄

**北海道公安委員会規則第5号**

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則(平成元年北海道公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第73条の次に次の2条を加える。

(電磁的記録による保存等)

**第73条の2** 指定講習機関は、指定規則第12条の規定に基づき帳簿を備えることに代えて当該帳簿に係る電磁的記録の保存等を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わ

なければならない。

(1) 作成された電磁的記録を指定講習機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディ・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を指定講習機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 指定講習機関が、前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、その使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができなければならない。

(電磁的記録による作成)

**第73条の3** 指定講習機関は、指定規則第12条の規定に基づき帳簿に記載することに代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、指定講習機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

#### 附 則

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

